

## 新潟市第 7 期地域包括ケア計画 (抜粋)

### 第 4 章 施策の展開について

#### 1. 介護予防・健康づくり、社会参加の推進 [予防]

##### (1) 健康づくりと介護予防の推進

###### 【現状と課題】

健康寿命を政令市で比較すると、本市は男女ともに健康でない期間が長くなっています。

住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けるためには、健康づくりと介護予防が重要であり、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

高齢者が自ら介護予防に取り組むためには、地域の中で生きがいを持ちながら、役割を果たせるような環境づくりが必要です。

国の実施要綱改正に伴い、これまで実施していた基本チェックリストの郵送による配布・回収を廃止しました。現在は、地域包括支援センターの活動の中で地縁団体や民生委員、医療機関、介護事業者などと連携しながら、介護予防や支援が必要な方の情報の把握に努めていますが、地域包括支援センターによっては、圏域内の効果的な実態把握が課題となっています。

###### 【取組方針】

「新潟市健康づくり推進基本計画」及び「健康寿命延伸計画」に基づく下記の取り組みを推進します。

###### 【主な取組】

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ・新潟版未来ポイント                 | ・特定健康診査・特定保健指導  |
| ・健幸都市づくり<br>(スマートウエルネスシティ) | ・重症化予防事業        |
| ・いきいき健康づくり推進事業             | ・生活習慣病健診・各種がん検診 |
| ・食環境整備事業                   | ・摂食嚥下機能向上支援事業 等 |

(※事業内容については今後精査)

広く高齢者を対象とした介護予防事業については、多くの方に参加してもらうために、引き続き周知に取り組むとともに、活動内容の充実に努めます。

介護予防効果がより一層高まるよう、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上に係るプログラムについて、より有効な実施方法を検討します。

運動普及推進員や区で養成しているボランティアの活用を図るとともに、作業療法士等の専門職と連携しながら、より効果的な介護予防に取り組みます。

高齢者がボランティア活動などを通じて地域貢献に取り組めるとともに、高齢者自らの介護予防にもつながるよう、活動の場を広げていきます。

また、高齢者が地域の中で生きがいを持ちながら役割を果たせる環境づくりを進めるため、地域の茶の間の取り組みを推進します。

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者の効果的かつ効率的な把握の方策を検討し、介護予防事業につなげます。

## 【関連事業】

### ◆介護予防普及啓発事業

生活習慣病予防などに関する講演会の開催や健康相談の実施のほか、健康づくりや転倒予防、認知症予防について学べる各種教室・講座を開催し、介護予防の普及啓発を図ります。

### ◆運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上事業

心身機能の維持・向上を図るための体操やレクリエーションなどでの運動、低栄養状態にある方への相談・助言、嚥下機能訓練、口腔ケアに関する複合プログラム「幸齢ますます元気教室」の充実に努めます。

### ◆認知症予防事業

各地域で実施している健康寿命延伸の取り組みに、認知症予防に有効とされる、運動、栄養改善等の生活習慣や社会交流などの要素を取り入れ、認知症予防に有効な生活習慣が継続的に行われるよう進めます。

### ◆介護予防訪問指導事業

心身などの状況により、自宅外でも通所型の各介護予防事業の利用が困難な方に対し、保健師や看護師などがご自宅を訪問し、介護予防についての相談・助言を行います。

### ◆介護支援ボランティア事業

福祉施設などでボランティア活動を行った場合、その活動時間に応じ、換金できるポイントを付与する「にいがたし元気カアップ・サポーター制度」を実施し、元気な高齢者の社会参加を推進します。

#### ◆地域の茶の間への支援

---

子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、だれもが気軽に集まることができる通いの場「地域の茶の間」の運営を支援し、生きがいを持ちながら役割を果たせる環境づくりを進め、参加者自らの介護予防につなげていきます。

#### ◆介護予防把握事業

---

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防事業への参加のはたらきかけを行います。

## (2) 生きがいづくりと就労・社会参加の支援

### 【現状と課題】

高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、これまで培ってきた知識や経験、技術などを生かして積極的に社会参加を行い、生きがいをもって日々の生活を送っていくことが重要です。

高齢者の活動や交流の拠点施設として老人福祉センターや老人憩の家を運営するなど、仲間づくりや生きがいづくりの場の提供や支援を行ってきました。高齢者のライフスタイルは多様化しており、既存の施設や事業について、より有効な活用を検討し、高齢者が生きがいづくりの場に参加するだけでなく、主体的に地域で活躍することができるような環境の整備をする必要があります。

また、就労機会を提供することで高齢者の生きがいづくりや生活の安定を推進するシルバー人材センターに助成を行うことで、高齢者の就労による社会参加を支援してきました。就労する高齢者や発注先のニーズには変化や拡大が見られており、ニーズに即した就労機会の開拓が課題となっています。

### 【取組方針】

高齢者の健康づくりや介護予防を目的とした総おどり体操の講習会などを開催するとともに、講師養成講座で指導者ライセンスを修得した高齢者の指導活動を支援し、活動内容の広報などを行うことによって、地域における高齢者の主体的な活動を推進します。

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブの助成を行うことで、高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、知識や経験を生かした積極的な地域貢献の促進につなげます。

老人福祉センターや老人憩の家における活性化事業や世代間交流事業の開催を進め、施設の有効活用を図ります。

少子高齢化や労働力人口の減少がさらに見込まれる中で、高齢者が就労することによって地域社会の担い手として活躍することにつながるよう、シルバー人材センターへの助成を行うとともに、国によってシルバー人材センターの就業時間を拡大する特例措置が制定されたことから、新潟県や公共職業安定所（ハローワーク）といった就労支援機関と連携し、就労機会の拡大に向けたシルバー人材センターの取り組みを支援します。あわせて、生活の安定のための就労だけでなく、地域における支え合い活動への参加など、高齢者の様々なニーズに応えるため、社会参加の機会提供に努めます。

## 【関連事業】

### ◆全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣

シニアスポーツや健康づくり、生きがいづくりを促進するため、高齢者を対象としたスポーツや文化種目の全国的な交流大会である、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣を行います。

### ◆福祉バス運行事業

老人クラブなどの高齢者団体の研修会やグループ活動への参加などを支援するために、福祉バスを運行し、地域の高齢者団体の社会参加を推進します。

### ◆総おどり体操事業

高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりや多世代交流を目的として、講習会の開催や指導スタッフの派遣、「にいがた総おどり」への参加を行うとともに、講師養成講座の実施によって指導者ライセンス修得者を増やし、高齢者の地域での自主的な指導活動を推進します。

### ◆介護支援ボランティア事業【再掲】

福祉施設などでボランティア活動を行った場合、その活動時間に応じ、換金できるポイントを付与する「にいがたし元気力アップ・サポーター制度」を実施し、元気な高齢者の社会参加を推進します。

### ◆地域の茶の間への支援【再掲】

子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、だれもが気軽に集まることができる通いの場「地域の茶の間」の運営を支援し、生きがいを持ちながら役割を果たせる環境づくりを進め、参加者自らの介護予防につなげていきます。

### ◆茶の間の学校

地域の茶の間を運営する人材を育成することなどを目的として、地域の居場所づくりや、お互いさまの人間関係づくりを学びます。

### ◆生きがい対応型通所事業

家に閉じこもりがちな一人暮らし等の高齢者を対象に、老人福祉センターや公民館などにおいて趣味や教養を高める講座、レクリエーション、健康体操などを行い、生きがいづくりのほか社会的孤立感の解消と自立した生活の手助けを行います。

## 2. 生活支援サービス等の充実〔生活支援〕

### (1) 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

#### 【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護保険サービスとは別に、高齢者の在宅生活の支援や、介護者の負担軽減を図るための福祉サービスを提供するとともに、支援が必要な在宅高齢者や介護者を適切なサービス利用につなげるために、事業の周知に努めてきました。

一方で、高齢化の進展による対象者数の増大や、介護保険の定着、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、民間サービスの存在といった状況も踏まえ、既存の福祉サービスのあり方を検討する必要があります。

#### 【取組方針】

在宅での生活を望む高齢者に対して引き続き支援を行うために、各種福祉サービスの利用実態を把握し、ニーズの高い事業については持続可能な制度となるよう検討し、ニーズの低い事業については縮小や廃止を含めた見直しを行います。

また、支援が必要な在宅高齢者や介護者の福祉サービス利用につながるよう、さらに周知を図ります。

#### 【関連事業】

##### ◆あんしん連絡システム事業

重度の要介護状態にあるなど定期的に安否の確認を必要とする一人暮らしの高齢者などに対して、緊急通報装置を貸与し受信センターでの緊急対応を行うほか、定期的な安否確認や相談受付を行います。

##### ◆介護サービス利用支援給付事業

在宅で重度の要介護状態にある高齢者を常時介護している方に、介護サービスの利用を促進し、介護者の負担を軽減するために、給付費を支給します。

##### ◆紙おむつ支給事業

常時おむつが必要と認められる要介護認定を受けた在宅の高齢者に対して、高齢者の保健衛生を保ち、介護者の負担を軽減するため、紙おむつ引換券を交付します。

#### ◆訪問理美容サービス事業

自力で理髪店又は美容院に行くことが困難である在宅の高齢者に対して、自宅で理美容サービスを受けられるよう、理美容師の出張費用を助成します。

#### ◆住宅リフォーム助成事業

要介護・要支援認定を受けた在宅の高齢者がいる世帯に対し、高齢者が安全に過ごせるように住宅をリフォームするために必要な費用の一部を助成します。

#### ◆敬老祝品贈呈事業

高齢者の長寿を祝い、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高めるために、100歳の高齢者に対して敬老の日祝品を贈呈します。

#### ◆敬老祝会助成事業

地域で高齢者の長寿を祝い、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高めるために、自治会などが実施する敬老祝会に対して経費の一部を助成します。

#### ◆公衆浴場入浴券交付事業

自宅に風呂のない在宅の高齢者に対して、高齢者の健康を保つために、公衆浴場の入浴券を交付します。

#### ◆配食サービス事業

心身機能の低下などにより自宅での食事の調理が困難な一人暮らしの高齢者などに対して、配食サービスを提供することで高齢者の自立支援と安否確認を行います。

#### ◆家族介護教室事業

在宅で高齢者の介護を行う家族などを対象に、介護の実施方法や介護者の健康づくりなどについての知識や技術を習得できる教室を開催します。

## (2) 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

医療機関や介護保険事業所への啓発物の配布や、養介護施設の管理者などを対象とした研修会を実施するなど、高齢者虐待の防止に向けた啓発を行ってきました。施設従事者による虐待の未然防止を図るため、一層の啓発や支援に努める必要があります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待の増加も予測されるため、市民の認知症に対する理解を深め、高齢者虐待について周知を図ることが課題となっています。

認知症高齢者の増加は、判断能力が不十分なために自分では契約や財産の管理が困難な高齢者の増加にもつながることから、消費生活相談窓口である消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、成年後見などの支援制度や、相談窓口である地域包括支援センターや成年後見支援センターについて、さらなる周知を行う必要があります。

### 【取組方針】

養介護施設の管理者などを対象とした高齢者虐待防止のための研修会では、施設内研修や施設従事者のストレス対策といった、施設の支援により効果的な研修となるよう、内容の向上に努めます。

高齢者虐待防止や成年後見制度といった高齢者の権利擁護について認識を深め、地域包括支援センターや成年後見支援センターなど相談窓口の存在を知ってもらうため、パンフレットや市報、ホームページなどを活用し、市民への周知を図ります。

### 【関連事業】

#### ◆高齢者虐待防止連絡協議会の開催

関係機関から選出された委員で高齢者虐待防止連絡協議会を組織し、高齢者虐待防止の取り組みについて意見を聴取するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

#### ◆高齢者虐待防止相談員の配置

高齢者虐待防止相談員を配置し、地域包括支援センターなどの相談窓口機関に対して助言を行うなど、高齢者虐待防止業務の運営を支援します。

#### ◆緊急一時保護施設の確保

高齢者虐待などの緊急時に、対象者が要介護認定非該当など、介護保険サービスの利用が困難な場合に備えて、一時的に高齢者を保護するための居室を確保します。



#### ◆やむを得ない事由による措置

高齢者虐待などのやむを得ない事由により、介護保険サービスの利用が受けられない場合に、一時的に施設入所の措置などを行います。

#### ◆在宅高齢者虐待防止担当職員に対する研修の実施

地域包括支援センター職員や市の高齢者虐待防止職員などを対象に、高齢者虐待防止のための研修を実施し、職員のスキルアップを図ります。

#### ◆養介護施設従事者などに対する高齢者虐待防止研修の実施

養介護施設の管理者などを対象に、高齢者虐待防止のための研修を実施し、養介護施設などにおける高齢者虐待防止の体制を支援します。

#### ◆高齢者虐待防止のための啓発

高齢者虐待防止のためのポスターやリーフレットを医療機関や介護保険事業所に配布するなど、高齢者虐待防止の啓発や周知に努めます。

#### ◆成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者の方で、費用負担が困難なために成年後見制度を利用することができない場合に、費用の一部を助成します。

#### ◆地域包括支援センターにおける権利擁護業務

地域包括支援センターにおいて高齢者虐待・消費者被害・成年後見に関する相談を受け付け、関係機関と連携し、成年後見制度などの活用を支援します。

#### ◆成年後見支援センターと市民後見推進事業

成年後見支援センターでは、成年後見制度の内容や具体的な手続きなどの相談に応じるほか、成年後見人などの担い手を育成するための市民後見人養成研修などを実施します。

#### ◆日常生活自立支援事業

認知症高齢者など判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用手続きなどの支援を行います。

### (3) 地域での見守りと相談体制の充実

#### 【現状と課題】

高齢化や核家族化が進む現代社会において、本市においても高齢者の一人暮らし世帯が増加しています。国勢調査によると、平成 27 年では本市の単独世帯数全体に占める高齢者単独世帯数の割合は 28.3%で、前回調査（平成 22 年）の 24.1%から 4.2%増加し、今後も増加の傾向が見込まれます。

また、平成 28 年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査では、「友人・知人と会う頻度はどれくらいですか」の質問に対し、「ほとんどない」と回答した方の割合が最も高いことから、ライフスタイルの変化やプライバシーの重視等により、地域の関係性が希薄化してきていることが分かります。

これら高齢者の一人暮らし世帯の増加や地域の関係性の希薄化により、高齢者の孤立や閉じこもりが懸念されます。

#### 【取組方針】

日々の生活支援活動の中で高齢者の安否確認を行うため、地域住民や見守りネットワーク協力事業者による見守り活動などを支援し、孤立しそうな高齢者の把握や見守りに努めます。あわせて、区役所や区社会福祉協議会が実施する見守り事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集まることができる地域の居場所「地域の茶の間」の設置を支援し、孤立感の解消や生きがい、役割の創出を図ります。

また、各区に設置した地域包括ケア推進モデルハウスを活用しながら、「地域の茶の間」の拡大を図るとともに、広く周知をしていきます

#### 【関連事業】

##### ◆配食サービス事業【再掲】

心身機能の低下などにより自宅での食事の調理が困難な一人暮らしの高齢者などに対して、配食サービスを提供することで高齢者の自立支援と安否確認を行います。

##### ◆民生委員児童委員活動

訪問による安否確認や困りごと相談に応じるなど、民生委員が日々の相談支援活動の中で一人暮らし高齢者などの見守りもしています。

#### ◆高齢者等あんしん見守り活動事業

「助け合い・支え合い」意識の醸成を図り、地域住民が主体となった見守り体制の整備を支援しながら、安心・安全な地域づくりを進めます。

また、地域の高齢者に異変があった場合、地域住民やあんしん見守りネットワーク協力事業者（新聞・電気・ガス事業者など）からも地域包括支援センターへ連絡してもらうなど、多種多様な機関から協力を得ることで迅速な対応が図れるよう体制構築を進めます。

#### ◆地域での高齢者見守り事業

各区において、区地域福祉計画に高齢者の見守りに関する事業を位置付け、地域ごとに独自の取り組みを進めています。

#### ◆地域の茶の間への支援

子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集まることができる地域の居場所「地域の茶の間」の運営を支援し、助け合い・支え合う地域づくりを進めます。

#### ◆生きがい対応型通所事業【再掲】

家に閉じこもりがちな一人暮らし等の高齢者を対象に、老人福祉センターや公民館などにおいて趣味や教養を高める講座、レクリエーション、健康体操などを行い、生きがいづくりのほか社会的孤立感の解消と自立した生活の手助けを行います。

#### ◆避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度を活用しながら、地域の自主防災組織や自治会などとの連携を深め、災害時における共助体制を推進し、自力では避難が困難な在宅の高齢者の安心・安全につなげます。

#### (4) 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

##### 【現状と課題】

高齢者人口の増大、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加により、医療や介護ニーズ、日常の暮らしの中のちょっとした支援に対するニーズも増加しています。

その一方で、介護の担い手不足が見込まれる中、専門職はより中重度の方のケアへシフトし、ちょっとした支援に対しては、専門職以外の担い手を拡大する必要があります。このため、地域の実情に応じて、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実するとともに、地域の支え合いのしくみづくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援体制の構築が必要です。

さらに、社会参加や生きがいの充実等が、高齢者自身の介護予防にもつながることが期待できることから、多くの高齢者が、地域での助け合い・支え合い活動の担い手として活躍することが求められています。

##### 【取組方針】

地域包括ケアの考えや、支え合いのしくみづくりの重要性について、市民への周知、啓発を継続して行います。

区及び日常生活圏域ごとの「支え合いのしくみづくり会議」とそこから選出された支え合いのしくみづくり推進員を中心に、地域包括ケア推進モデルハウスと連動しながら、住民主体の支え合い・助け合いを広げ、安心して暮らしていくことができる地域づくりを支援します。

介護の専門職以外の新たな担い手のすそ野を広げるため、担い手の養成に取り組みます。

平成 29 年 4 月より実施している介護予防・日常生活支援総合事業を着実に進め、従来からの介護保険事業者から提供される訪問介護・通所介護に相当するサービスに加えて、地域の実情に応じ、ボランティア、住民組織や NPO 等の多様な事業主体による多様なサービスの充実を図ります。

## 【関連事業】

### ◆支え合いのしくみづくり会議・推進員

支え合いのしくみづくり推進員を中心に、地域の課題や困りごとを把握し、支え合いのしくみづくり会議構成員と協力しながら、不足する支援やサービスを創出します。

### ◆地域包括ケア推進モデルハウス

支え合い・助け合いの取り組みがさらに広がり、深化していくよう、住民と行政が協働して、各区に開設した地域包括ケア推進モデルハウスを活用し、その活動ノウハウを地域に普及していきます。

### ◆担い手養成研修

高齢者等に対する適切な生活支援や介護予防の提供ができるよう、基準緩和サービスの従事者となる方や生活支援等に携わるボランティアに対して、心構えや必要な知識・技術を修得することを目的とした研修を実施します。

### ◆茶の間の学校【再掲】

地域の茶の間を運営する人材を育成することなどを目的として、地域の居場所づくりや、お互いさまの人間関係づくりを学びます。

### ◆介護予防・生活支援サービスの充実

多様な主体が多様なサービスを提供することで、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を進めます。

#### [介護予防・生活支援サービス]

- ・ 介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービス
- ・ 訪問型・通所型基準緩和サービス
- ・ 住民主体の訪問型生活支援
- ・ 訪問型・通所型短期集中予防サービス

## (5) 地域包括支援センターの強化

### 【現状と課題】

市内に 27 箇所設置されている地域包括支援センターは、地域の高齢者の医療・保健・福祉・高齢者虐待に関する相談を広く受け付ける総合相談窓口であり、介護予防事業への参加のはたらきかけ、介護サービス事業者の紹介等を行っています。

平成 28 年度に実施した「健康とくらしの調査」では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを知っている高齢者は 35.4%と低くなっており、地域包括支援センターのさらなる周知が必要です。

寄せられる相談内容が、多様化・複雑化していることから、地域団体や医療・福祉関係者に加え多様な機関と役割分担を行いながら、効果的に連携を図っていく必要があります。

高齢者のニーズはそれぞれ異なり、ニーズに応じた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供される必要があります。そのため、地域ケア会議等を活用し、高齢者の支援の充実と高齢者を支える地域づくりを同時に行っていく必要があります。

高齢者人口の増加や行政区との区域のずれなどにより、一部の地域包括支援センターでは、きめ細かな体制が構築しづらい状態となっています。

### 【取組方針】

地域の総合相談窓口として役割を果たしていくため、地域包括支援センターの周知に努めます。

切れ目のない医療・介護の体制を構築するため、在宅医療ネットワークや在宅医療・介護連携センター・ステーションと連携を深めるとともに、ネットワークを拡充しつつ、地域包括支援センターと関係機関との互いの役割を明確にしながら、体制の充実を図っていきます。

地域ケア会議を活用し、圏域の課題を多角的に把握し、支え合いのしくみづくり会議、推進員相互に連携を図りながら、高齢者の支援の充実と高齢者を支える地域づくりを推進していきます。

高齢者人口の規模や区域について課題となっているセンターについては、地域の特性に合わせたきめ細かな支援活動ができるよう、その体制や担当圏域の見直しを検討します。

## 【関連事業】

### ◆地域包括支援センターの機能強化

各地域包括支援センターに配置した機能強化職員（要支援認定者のケアプラン作成業務にはかかわらず包括的支援事業に専念する職員）が中心となって、関係機関とのネットワーク構築の推進、構築してきたネットワークを活用した高齢者・家族支援、インフォーマルサービスの把握など、包括的支援業務の充実に努めます。

また、高齢者の相談・支援体制を強化するため、警察等の他分野との体制整備や認知症初期集中支援チームや在宅医療ネットワーク、在宅医療・介護連携センター・ステーションとの連携を進めます。

加えて、地域の状況に応じ、その特性に合わせたきめ細かな支援活動ができるよう、担当圏域の見直しを含め、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

### ◆地域ケア会議の強化

地域ケア会議は、困難事例の課題解決に向けて検討を行う個別ケア会議の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を圏域ケア会議で明らかにし、地域の課題の解決に結びつけて多種職と連携して地域づくりを推進していく必要があります。

課題解決に向けて、多種職協働によるネットワークの構築や支え合いのしくみづくり会議、推進員と相互に連携しながら、高齢者個人に対する支援の充実と、地域におけるさまざまな支援・サービスの提供体制の構築に努めます。

### ◆指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、おかれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、事業所との連携調整、支援を行っています。

### 3. 介護保険サービスの充実〔介護〕

#### （１）介護保険サービスの充実

##### 【現状と課題】

本市の介護認定者数は毎年増加を続け、介護サービスの利用も在宅サービスを中心に増加しています。また、介護サービス事業所も市内各地域に整備され、身近な地域で利用できる状況が整いつつあります。

在宅介護実態調査によると、介護の望むあり方として、施設より在宅を希望する声が大きく上回っている一方、依然として施設への入所申込者も多いことから、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、介護サービスの基盤整備など、地域全体で支える土台作りが必要です。

また、介護サービスの中には、地域の偏在もみられることから、地域ごとに計画的にサービス基盤の整備を進め、サービス提供機会の均衡を図っていくことも必要です。

なお、利用者の重度化に伴い、医療ニーズにも配慮した対応が求められるなど、サービスの質の確保が必要です。

##### 【取組方針】

居宅サービスは、小規模の通所介護が居宅サービスから地域密着型サービスに移行した影響などにより事業所数と利用者数が減少しているものの、供給は概ね順調に増加の方向で推移しています。今後も供給量が不足しているサービスについては、事業者への情報提供等を通じて、参入促進へと繋げるとともに、必要なサービスの質の確保に努めます。また、地域包括ケアシステムにおける「住まい」と「介護」の役割を担う特定施設入居者生活介護についても新たに拠点の確保を図ります。

地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護事業所及びグループホームにおいて、第5期計画時に未整備圏域が解消され、一定の面的整備が確保されましたが、地域の中重度の要介護者や認知症高齢者を支える重要な拠点であることから、今後も計画的に整備を進めます。

また、地域で医療・介護が受けられるよう、介護と看護の機能を有するサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の拠点の確保に努めます。



施設サービスは、入所が必要な重度者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備を推進するほか、広域型特別養老人ホームについても整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。

## 【関連事業】

### ◆訪問介護

ご自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護を行います。

### ◆訪問入浴介護

入浴設備のある移動入浴車により、ご自宅に浴槽を持ち込み、入浴介護を行います。

### ◆訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示のもと、看護師などがご自宅を訪問し、療養上のお世話や診療の補助を行います。

### ◆訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示のもと、理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問し、心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法などの機能訓練を行います。

### ◆居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などがご自宅を訪問し、介護サービス利用上の指導や助言のほか、心身機能の維持回復のために必要な療養上の管理・指導を行います。

### ◆通所介護

特別養護老人ホームやデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の介護や、機能訓練などを行います。

#### ◆通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などにおいて心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法などの機能訓練を行います。

#### ◆短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所する方に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練などを行います。

#### ◆短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所する方に対し、医学的管理のもと介護や看護、機能訓練のほか、必要な医療や療養上のお世話などを行います。

#### ◆共生型サービス

平成30年4月から、介護サービスと障がいサービスの一部を一体的に提供するサービスが始まります。ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの3サービスがあります。

#### ◆特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付きの特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスなど）に入居する方に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、療養上のお世話などを行います。

#### ◆福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特殊寝台や車いすなど、日常生活上の便宜を図ったり、機能訓練を行ったりするための用具などを貸与します。

#### ◆特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

腰掛便座や入浴補助用具など、貸与しにくい特殊な福祉用具を購入した際にその費用を補助します。

#### ◆住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消のためのスロープ設置など、ご自宅を改修した際にその工事費を補助します。

#### ◆居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスなどを適切に利用できるよう、心身の状況や本人・家族の希望を踏まえ、利用するサービスの種類や内容などを定めるケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整などを行います。

#### ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じ、訪問介護と訪問看護が連携しながら、ご自宅への短時間の定期的な巡回訪問や通報による訪問を行い、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護を行うほか、主治医の指示のもと、看護師などが療養上のお世話や診療の補助などを行います。

#### ◆夜間対応型訪問介護

夜間において、ホームヘルパーのご自宅への定期的な訪問や、利用者からの通報による訪問により、介護や日常生活上のお世話などを行います。

#### ◆認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

特別養護老人ホームやデイサービスセンターにおいて、認知症の方に入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練などを行います。

#### ◆小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービスを行う事業所への「通い」を中心としながら「訪問」、「泊まり」によるサービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練などを行います。

#### ◆看護小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者に対し、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ一体的に提供します。

#### ◆認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方に対し、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練などを行います。

#### ◆地域密着型特定施設入居者生活介護

29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、療養上のお世話などを行います。

#### ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などを行います。

#### ◆地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供や日常生活上のお世話などを行います。

#### ◆介護老人福祉施設

特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などを行います。

#### ◆介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所している病状が安定期にある要介護者に対し、看護、医学的管理のもとでの日常生活上の介護、機能訓練その他必要な医療や療養上のお世話などを行います。

#### ◆介護療養型医療施設

---

介護療養型医療施設に入院している長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの日常生活上の介護、機能訓練その他必要な医療などを行います。

#### ◆介護医療院

---

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30年度から創設される新たな介護保険施設です。

## (2) 介護保険事業の円滑な実施

### ① 介護給付適正化と介護サービスの質の確保

#### 【現状と課題】

高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加により、保険給付費や介護保険料が大きく伸びてきています。介護給付の適正化により、介護サービス利用者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が提供できるよう促し、適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度を構築することが必要です。

#### 【取組方針】

限られた資源を効率的・効果的に活用するために、引き続き介護給付適正化事業の柱である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5事業に取り組みます。

また、介護相談員の派遣や専門研修の情報提供等を行うことで、介護サービスの質の向上に努めます。

#### 【関連事業】

##### ◆介護相談員派遣事業

介護施設等における介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員を増員し、相談体制の強化に努めます。

##### ◆指導監査との連携

不適切なサービス提供や不正請求が疑われるなどの苦情や通報について、指導監査部署との情報共有を密にし、介護サービスの質の向上を図ります。

## ② 介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発

### 【現状と課題】

介護サービスは、利用者やその家族がケアマネジャー等の支援を受けながら、自らの意志で選択した事業者と契約を交わして提供を受けるものです。利用者やその家族が介護保険制度やサービス内容を理解し、また、契約に際して必要な事業者の基本情報や利用したいサービスの空き情報など、必要な情報が提供できる体制を整備していく必要があります。

### 【取組方針】

介護保険制度の仕組みや市内の介護事業者情報などを気軽に入手できる「介護保険サービスガイド」を引き続き作成・配布し、介護サービス利用者が適切な介護サービス事業者を効率的に選択できるよう支援します。併せて、本市ホームページや平成30年度に権限移譲される介護サービス情報公表システムを活用し、市内の介護サービス事業者情報などの介護保険に関する様々な情報を発信することで、市民の情報入手の利便性を高める取り組みを行います。

「市報にいがた」や新聞折込みチラシ、パンフレットなどの媒体を活用し、介護サービスの利用主体となる高齢者やそのご家族も含め、市民に広く介護保険制度の周知を行います。また、「市政さわやかトーク宅配便」による出前講座を実施し、身近な地域で介護保険制度の理念や仕組みを説明しながら、その普及・啓発に取り組みます。

## ③ 費用負担に対する配慮

### 【現状と課題】

社会全体で支える仕組みである介護保険制度においては、介護保険料の納入のほか、介護サービス利用の1割または2割（平成30年8月からは、現役並み所得のあるかたは3割）を負担することとされていますが、過度な費用負担とならないよう、負担が困難な方へのさらなる配慮が必要です。

### 【取組方針】

市が独自に実施している保険料の低所得者への軽減について、被保険者の実情に即した軽減を引き続き実施していきます。

社会福祉法人等の事業者による利用者負担の軽減についても、国の制度に加え、引き続き、市独自でも支援します。

## 【関連事業】

### ◆介護保険料の独自軽減

---

収入や資産が生活保護基準程度以下しかなく生活困窮状態であると認められ、一定の要件に該当する方については、介護保険料の軽減を行います。

### ◆社会福祉法人等による利用者負担軽減

---

所得が低く特に生計が困難であると認められる方については、社会福祉法人の提供する一定の介護サービスを利用した場合、国の制度によりその利用者負担の軽減があります。

なお、本市においては、独自の取り組みとして社会福祉法人以外の法人が提供する一定の介護サービスを利用した場合においても負担軽減を行っています。



### (3) 介護人材の確保・育成及びその支援

#### 【現状と課題】

公益財団法人介護労働安定センターの平成28年度「介護労働実態調査」では、新潟県内で従業員の不足を感じる事業所は6割を超えています。また、半数以上の事業所が介護サービスを運営する上での問題点として、良質な人材の確保が難しいとしており、介護人材の確保・育成への対応が急務と言えます。

本市ではこれまで、専門的な介護技術を習得できる機会の確保や、提供するサービスの質の向上を目指し、専門研修の充実に取り組むとともに、介護職員等のキャリアアップのための研修に係る経費に対する補助を行い、人材育成に積極的な法人を支援し、介護人材の定着化を図ってきました。

また、関係機関との連携として、国が設置している「新潟県福祉人材確保推進協議会」に参画し、新潟労働局や新潟県をはじめとする関係機関と情報を共有するネットワーク構築を図り、関係機関相互で取り組んでいる施策について理解促進に取り組んできたほか、ハローワーク新潟と連携し、介護の仕事に関心のある未経験者や、介護や看護の資格等を有しながら当該職業に従事していない人を対象に、職業意識啓発及び職場理解を深めてもらうため、介護施設見学会を実施し、新たな人材確保につなげる取り組みを行ってきました。

今後は、必要となる介護人材の確保・育成に向け、介護の仕事の魅力の向上や本市への定着促進など、市独自の取り組みを行っていく必要があります。

#### 【取組方針】

介護人材の確保に関する事業については、国及び県と一体的に取り組みながら総量の確保を図るとともに、既存の取り組みを継続して実施します。

さらに、市独自の取り組みの検討及び実施に向け、介護人材養成校や、事業所との協議の場を設置します。

## 【関連事業】

### ◆介護職員などを対象とした専門研修【一部再掲】

介護職員などの専門性を高め、より質の高いサービスを提供するため、介護サービス事業所の職員やその管理者、地域包括支援センター職員などを対象とした専門研修を実施します。

#### [実施研修]

- ・地域包括支援センター職員研修
- ・高齢者虐待防止担当職員研修
- ・高齢者虐待防止施設・事業所管理者研修
- ・認知症介護基礎研修
- ・認知症介護実践者研修
- ・認知症介護実践リーダー研修
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修
- ・認知症対応型サービス事業管理者研修
- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・認知症介護指導者養成研修
- ・ユニットケア施設管理者研修
- ・ユニットリーダー研修
- ・ユニットケア指導者養成研修

### ◆介護職員等キャリアアップ支援事業

介護サービス事業を行う法人が介護職員などのキャリアアップを図るため、専門的な研修会を開催したり、介護職員などが資格を取得するための費用を法人が負担したりした場合に、当該法人に対してその支出した費用の一部を助成することで、介護職員などの資質向上及び定着化を目指します。

### ◆介護施設見学会

職業意識啓発及び職場理解を深めてもらうため、ハローワーク新潟と連携し、介護施設見学会を実施することで、介護のイメージアップを図るとともに新たな人材確保を目指します。

## 4. 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進 [医療]

### (1) 在宅医療・介護連携の推進

#### 【現状と課題】

市民が疾病等を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅医療の充実を図り、医療・福祉・介護など多職種の連携により、看取りまで切れ目のない医療サービスを提供することが必要です。

本市においては、在宅医療・介護連携センターと、各区に在宅医療・介護連携ステーションを設置し、在宅医療・介護連携の取り組みを推進してきました。また、各地域での多職種が協働する在宅医療ネットワークの立ち上げや活動支援も進めてきました。

一方で、在宅医療を担う医師や看護師など人材の確保や人生の最終段階における医療や看取り等への市民の理解を深めるための普及啓発をさらに強化して取り組む必要があります。

#### 【取組方針】

在宅医療を担う訪問診療医の確保について、新潟市医師会など関係機関と協働し、在宅医療に対する理解と知識・技術習得の研修等の機会の充実を図ります。

訪問看護師の人材確保について、学生や就業看護師、潜在看護師等へ、訪問看護に対する理解を深める場や研修機会を、新潟県や新潟県看護協会と連携し充実するとともに、市民や医療・介護関係者へ訪問看護の理解を深める活動を実施します。

市民へ医療・介護の適切なサービスを提供するため、医療・介護従事者の専門性の相互理解や在宅医療に関する知識・技術を習得する機会を設けます。

入院から在宅、看取りまで切れ目のない医療・介護提供体制の構築に向け、「（仮称）新潟市医療と介護の連携ハンドブック」を作成し、在宅医療ネットワークを含むすべての医療・介護の多職種が一体となった医療・介護サービスの提供について考える機会の充実を図ります。

高齢者を支える家族や勤労世代、学生に向けて、在宅医療や人生の最終段階における医療や看取り等への理解を深める取組を強化します。

#### 【関連事業】

##### ◆在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携センターおよび市内11箇所の在宅医療・介護連携ステーションを拠点として、医療・介護連携の強化、在宅医療ネットワークとの協働、人材育成、市民への普及啓発などの取組を推進します。

#### ◆在宅医療・介護連携推進協議会

在宅医療の充実に向け、在宅医療の整備目標を定め、指標に基づいた施策の実施状況の検証や改善を図ります。

#### ◆地域医療連携強化事業

入院から在宅、看取りまで切れ目のない医療提供体制の構築に向け、各地域で病院と診療所、病院間等の連携体制強化のための協議の場を設けます。

#### ◆訪問看護普及啓発事業

病院や介護施設、訪問看護ステーション等に従事する看護職同士の相互理解や連携を深めるための研修会の開催や、訪問看護の知識・技術を学ぶ機会の提供、市民や医療・介護関係者へ訪問看護についての理解を深める機会を提供します。

#### ◆ご当地連携研修会

医療・介護が必要な場面に応じた適切なサービスを提供するため、各地域の特性や実情を捉えた研修会を実施し、医療・介護従事者の専門性の相互理解や在宅医療に関する知識・技術を習得する機会を設けます。

#### ◆市民出前講座、区民公開講座、市民フォーラム、事業所向けセミナー

療養が必要になった際に、患者及び家族が在宅医療を選択肢の一つとすることができるよう、自治会やコミュニティ協議会など地域の関係団体を通して、在宅医療や緊急時の備え、人生の最終段階（看取り等）について理解を深める機会を提供します。

また、高齢者を支える家族や勤労世代、学生等を対象に、事業所向けセミナーの開催や、参加しやすい平日夜間・休日の開催等について努めます。

## (2) 認知症施策の推進

### 【現状と課題】

厚生労働省の研究によると、認知症高齢者は65歳以上の15%、また、予備軍である軽度認知障がい（MCI）は65歳以上の13%を占めると推計されており、本市に置き換えると認知症高齢者は、3万3千人程度、MCIは2万9千人程度となると見込まれます。また、65歳以上の要介護認定者のうち約6割の高齢者が認知症の症状を有しています（平成29年3月末）。

一方、65歳未満の若年性認知症の人は、厚生労働省の研究によると人口10万人当たり47.6人とされており、この推計で見込むと本市では200人程度になると思われ、その対応が課題となっています。

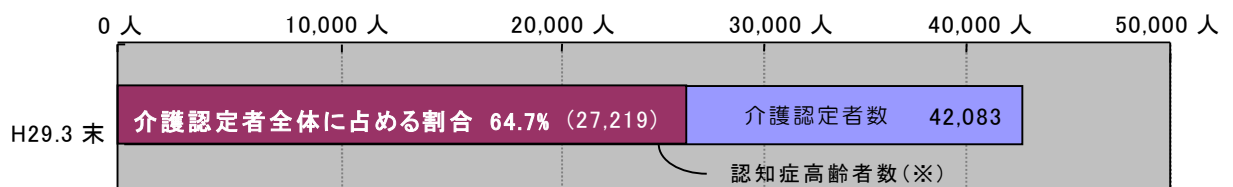
今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数は増加することが予測されることから、国は認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、本市でもこれに基づき取り組んでいます。

平成28年の国民生活基礎調査では、介護が必要となった原因として、認知症が最も多くなっており、誰もが罹患する可能性がある病気であることから、予防や、正しい知識と理解を深めるための普及・啓発を推進していく必要があります。

また、認知症は早期に適切な対応を行うことで発症の予防、進行を遅らせることができるとされていることから、早期発見、早期診断、早期対応に取り組むとともに、介護サービス基盤整備や医療・介護の連携の推進、地域での見守り体制の整備等により、認知症の状態に応じた切れ目のない支援体制を構築することが重要です。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して生活を継続できるように、認知症の人やその家族の視点に配慮した、地域における支援体制の充実が求められています。

図 本市の認知症高齢者の状況



※ 日常生活に支障をきたすような行動が見られ始める認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準Ⅱa以上に該当する者。

表 本市の認知症高齢者の推計

	単位	H30	H31	H32	H37
認知症高齢者数	人	28,489	29,715	30,956	35,680

※ 各年 10 月 1 日現在。要介護（支援）認定者に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者の割合の実績値を基に算出。

## 【取組方針】

### ① 認知症予防の推進

運動、栄養改善等の生活習慣や社会交流などが、認知症の発症予防や進行を遅らせることに効果があるとされていることから、それらを組み合わせた予防活動を推進します。

### ② 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者「認知症サポーター」の養成を引き続き推進するとともに、認知症は身近な病気であることを、様々な機会をとらえて普及・啓発し、市民全体が理解を深められるような取組みを推進します。

### ③ 認知症の早期発見・早期診断・早期対応

認知症は早期発見、早期診断、早期対応が大切なことから、引き続き、かかりつけ医等への研修を実施するとともに、基本チェックリストの活用促進や、初期集中支援チームの拡充、早期発見のための新たなしくみを検討します。

### ④ 介護サービス基盤整備と医療連携

グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの介護サービス基盤の整備や介護人材の育成を引き続き進めます。

医療従事者への研修を継続するとともに、在宅医療・介護連携ステーションや在宅医療ネットワークとの協働による医療と介護の連携を推進します。

## ⑤ 地域における支援体制

地域社会の中で安心して暮らし続けることができるよう、認知症カフェや家族会の開催などの取り組みを支援します。

また、地域における見守り活動に加え、意欲の高い認知症サポーターの活動を広げるとともに、関係機関と連携しながら行方不明者の早期発見にもつながる支援体制のあり方を検討します。

## ⑥ 若年性認知症への対応

若年性認知症支援コーディネーターや医療機関等関係機関との連携を図りながら、実態の把握に努め、必要な施策の展開を検討します。

認知症の人とその家族の声を聞きながら、認知症の状態に応じた切れ目のない支援が提供できる体制を構築し、認知症になっても本人が有する能力を最大限に生かしながら、住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる取組みを進めます。

## 【関連事業】

### ◆認知症予防教室

認知症予防に有効な生活を継続できるよう、各地域で実施している健康寿命延伸の取組みについて、運動、栄養改善、社会交流などの要素を取り入れた総合的なものに拡充します。

### ◆認知症サポーターなどの養成

「認知症サポーター」や「キャラバン・メイト（サポーター養成講座の講師役）」の養成を継続して実施するとともに、意欲のある認知症サポーターのために「認知症サポーターステップアップ講座」を実施し、支援を必要とする人とつながる仕組みづくりを進めます。

### ◆市民向け講演会や出前講座の開催

地域住民などに、認知症に関する正しい知識の普及を図ることを目的として市民向け講演会や出前講座を開催します。

#### ◆認知症初期集中支援チームの拡充

認知症の早期診断、早期対応のため、モデル事業として設置している認知症初期集中支援チームを拡充し、全市への事業拡大を進めます。

#### ◆医療・介護関係者を対象とした研修会の実施

かかりつけ医、病院の医療従事者、介護実践者等を対象として、知識、技術の向上や認知症の人やその家族への対応、介護・医療連携等の研修を引き続き実施し、医療・介護の質の向上を図ります。

#### ◆認知症サポート医の養成

かかりつけ医、専門医療機関、地域包括支援センターなどと連携し、認知症に係る地域医療体制の構築の推進役となる「認知症サポート医」を養成します。

#### ◆認知症疾患対策事業

市内 2 箇所の認知症疾患医療センター（※）において、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期治療、専門医療相談などを実施するとともに、認知症ケアに関わる機関との連携強化を図り、地域における認知症疾患の保健医療水準を向上させながら、認知症の人が相談しやすい環境を整えます。

※ 白根緑ヶ丘病院（南区）、総合リハビリテーションセンター・みどり病院（中央区）

#### ◆認知症地域支援・ケア向上事業

「認知症対策地域連携推進会議」の開催、「認知症地域支援推進員」の配置により、認知症施策の円滑な推進や、医療と介護の連携強化を図ります。

また、「認知症ケアパス（相談ガイドブック）」を作成・配布し、認知症の容態に合わせた適切なサービス提供の流れや相談機関を広く市民に周知・普及します。

#### ◆グループホーム等整備推進事業

認知症になっても、住みなれた地域で介護サービスを受けながら暮らすことができるよう、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等について、今後の認知症高齢者の増加の状況や各日常生活圏域の整備状況を踏まえながら整備を進めます。



#### ◆認知症カフェや家族会への支援

認知症の人と介護者が、共に安心して過ごせる居場所である認知症カフェや家族会の活動の情報を、積極的に収集し発信することで、介護者支援の充実を図ります。

#### ◆徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症などで徘徊が見られる高齢者に携帯させる小型通信機を在宅で介護する家族に貸与し、徘徊時に家族からの要請に基づき居場所を検索し連絡することで、高齢者の事故を防止し、家族の負担を軽減します。

#### ◆はいかいシルバーSOSネットワーク

行方不明高齢者の早期発見・早期保護とその後のケア対策のため、警察と連携しながら、関係機関と協力した地域のネットワークの構築を進めます。

## 5. 住まい・施設の基盤整備の推進 [住まい]

### (1) 多様な住まいの充実

#### 【現状と課題】

高齢者の生活ニーズに合った良好な住まいの提供は、安心・安全な暮らしの前提となっています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住宅リフォーム助成などの取り組みを通じて、在宅生活の支援を行ってきました。リフォーム助成のニーズは高まっているため、持続可能な制度となるよう、検討を行う必要があります。

また、市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）の運営や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の指導などによって、高齢者の状況に応じた住まいの提供に努めてきました。養護老人ホームの運営や軽費老人ホームへの運営支援をはじめとして、住まいの確保に配慮が必要な高齢者が、安定した住まいを得られるような取り組みが重要です。

#### 【取組方針】

高齢者が自宅で安全な生活を継続していけるよう、利用が高まっている住宅リフォーム助成について、利用実態を把握し、持続可能な制度となるよう見直しを行います。

市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）の運営や有料老人ホームの指導など、個々の高齢者の多様な生活課題に合わせた住まいの提供や支援に努めます。

環境上や経済上の理由によって住まいの確保が困難な高齢者への支援について、養護老人ホームの運営や軽費老人ホームへの運営支援などに加えて、住宅部局が実施する空き家の活用などに連携・協力しながら取り組みます。

#### 【関連事業】

##### ◆住宅リフォーム助成事業【再掲】

要介護・要支援認定を受けた在宅の高齢者がいる世帯に対し、高齢者が安全に過ごせるように住宅をリフォームするために必要な費用の一部を助成します。

##### ◆住宅改修支援事業

居宅介護支援や介護予防支援の提供を受けていない要介護認定者に対して、介護支援専門員などが介護保険の住宅改修理由書を作成した場合に助成します。

◆**高齢者住宅等安心確保事業**-----

バリアフリー化された市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）に対して、生活相談や安否確認を行う生活援助員を派遣し、高齢者の在宅生活を支援します。

◆**高齢者福祉施設における生活支援事業**-----

養護老人ホームや軽費老人ホーム、生活支援ハウスにおいて、高齢者の生活支援を行います。

## (2) 介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）【再掲】

### 【取組方針】

施設サービスは、入所が必要な重度者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備を推進するほか、広域型特別養老人ホームについても整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。

### 【関連事業】

#### ◆介護老人福祉施設【再掲】

特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などを行います。

#### ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【再掲】

29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などを行います。

#### ◆介護老人保健施設【再掲】

介護老人保健施設に入所している病状が安定期にある要介護者に対し、看護、医学的管理のもとでの日常生活上の介護、機能訓練その他必要な医療や療養上のお世話などを行います。

#### ◆介護療養型医療施設【再掲】

介護療養型医療施設に入院している長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの日常生活上の介護、機能訓練その他必要な医療などを行います。

※ 介護療養型医療施設の介護保険施設等への転換期限がH35年度末まで延長されましたが、新設は認められていません。

◆**特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護【再掲】**-----

介護付きの特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスなど）に入居する方に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、療養上のお世話などを行います。

◆**地域密着型特定施設入居者生活介護【再掲】**-----

29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練、療養上のお世話などを行います。

◆**認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護【再掲】**-----

認知症の方に対し、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事など日常生活上の介護や、機能訓練などを行います。

◆**介護医療院【再掲】**-----

今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30年度から創設される新たな介護保険施設です。